

墨田区行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第4号

墨田区行政手続条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続条例（平成7年墨田区条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 行政指導（第30条 - 第34条）
第5章 届出（第35条）」 を

「第4章 行政指導（第30条 - 第35条）
第5章 処分等の求め（第36条） に改める。
第6章 届出（第37条）」

第2条第1項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第2項中「同項第3号」を「第33条第2項において同号中「条例等」とあるのは「法令又は条例等」と、前項第3号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第5章」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第11条第1項中「処理をする」を「処理」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第2号中「こと又は」を「こと、又は」に改め、同項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第16条第1項中「前条第1項の」の次に「規定による」を加える。

第17条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第18条第1項中「以下この条」を「次項」に改める。

第19条第2項第2号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第3号中「規定する者」を「掲げる者」に改め、同項第4号中「規定する」を「掲げる」に、「ことの」を「ことが」に改め、同項第5号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第21条第1項中「対し、聴聞」を「対し聴聞」に改め、同条第2項中「、その」を「その」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第24条第2項中「各期日」を「その期日」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 第22条第2項本文及び第3項の規定は、前項の聴聞の再開に係る通知について準用する。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、区の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第5章中第35条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例(地方自治法第252条の17の2第1項の規定又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく東京都の条例により区が処理することとされた事務について規定する東京都の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした区の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する区の機関に対しその旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となるべき法令又は条例等の条項（行政指導にあつては、根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 行政庁又は区の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。